

## 第141回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成28年12月7日(水)

招集場所 米子市役所 402会議室

開 会 午後1時30分

出席委員 1番 生田 英夫委員 2番 森田 正敏委員 3番 友森 一夫委員 4番 吉澤 一誠委員  
6番 森中 喜輝委員 7番 田口 正廣委員 8番 仲本 悟委員 9番 小林 秀美委員  
10番 新納 勝美委員 11番 矢倉 篤實委員 12番 山中 春夫委員 13番 井田 律子委員  
14番 松林 貢委員 16番 高橋 敦美委員 17番 三島 通政委員(部会長)

欠 席 5番 安達 卓是委員 15番 大縄 敬次委員

事務局 高西会長 池口事務局長 河野主幹 山本主幹 長谷川主任

日 程 1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第42号 農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について

ウ 第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

エ 第44号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について

オ 第45号 米子市農用地利用集積計画の決定について

カ 第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回

## 答について

### 5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議会議員の事務報告
- (7) その他

議事開始 午後2時32分

議長（三島委員）

現地調査に引き続き、第141回農地部会を開きます。

そういたしますと、最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、議席番号9番の小林委員と議席番号10番の新納委員にお願いしたいと思います。

また、本日の欠席は安達委員と大縄委員です。矢倉委員は若干遅れるということでございます。

それでは、審議に入ります。初めに3ページの議案第41号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号22の新山について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局(河野主幹)

番号22の新山について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、申請地を甥である譲受人が、譲渡人の要望もあり贈与で取得しようとするものです。取得後の経営面積は97アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長(三島委員)

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

14番(松林委員)

事務局が説明したとおりでございますし、現地もきちんと管理してありましたので、別に問題ありませんのでよろしく申し上げます。

議長(三島委員)

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思えます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

議長(三島委員)

続きまして、番号23の河崎について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局(河野主幹)

番号23の河崎について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、以前より譲受人の実家裏の農地を譲受人の両親が借りて耕作されておりました。農地が家とJRに挟まれており、耕作するには譲受人の実家の敷地を通らなければならないため、譲渡人からの要望もあり、譲受人が売買により取得しようとするものです。譲受人は、高齢の母の介護のため実家に通っています。取得後の経営面積は120アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長(三島委員)

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

12番(山中委員)

事務局説明のとおりです。現場は線路と家に挟まれた小さい農地で、ネギや果樹が植えてあり、別に問題ないと思います。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号24と5ページ番号25の淀江町今津について一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局(河野主幹)

番号24と番号25の淀江町今津について説明します。24と25は所有者が少し違いますけども、農地が近く、譲受人が同じです。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人達が高齢になったり、遠方に居たりで管理が難しくなり、譲受人が規模拡大のために農地を売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は262アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

2番(森田委員)

事務局の報告のとおりです。24番と25番は譲受人が同じで、農地も近接しております。譲渡人達は、相続した農地の管理が難しくなったため、知人である譲受人に売買で譲ろうとするものです。許可要件については問題ないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

これは、淀江のどの辺りになるかな。

2番(森田委員)

大垣団地の近くです。

高西会長

今までは誰が作っられたかな。わしが何で聞くかという、片方は一反が二十何万、片方は一万だけん。

事務局(長谷川主任)

これまでは〇〇さんが作ってこられていて、今回、解約が出ております。

高西会長

〇〇さんなら管理が悪いけん。それで値段が下がったのだな。近隣と10倍違うなんてなあ。

議長(三島委員)

他にございませんか。

高西会長

〇〇さんという人は何歳ぐらいの人だ。

事務局(河野主幹)

53歳の方です。

高西会長

荒かしなあことは無いかと思うけど地元委員さんはねえ、特に注意をしていただいて、周囲の人に迷惑を掛からんような管理をしてもらわんといけん。

議長(三島委員)

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号26の淀江町今津について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局(河野主幹)

番号26の淀江町今津について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が管理できないため、以前から譲受人に農地を貸していました。譲受人は、6次産業化に取り組んでおり、規模拡大のため売買により取得しようとするものです。

取得後の経営面積は73アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

1 番(生田委員)

事務局の説明のとおりです。譲渡人は、従前より管理が難しいため譲受人の父に農地を貸していました。この度、農地を譲受人が規模拡大のため、売買により243平方メートルを取得しようとするものです。許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

あの、6次産業化言ったけども、ヤギでやっとなるあの人はですか。

1 番(生田委員)

ええ。ヤギの小屋の隣です。

高西会長

さっきとは、おおきな違いですので、一反当たりが。

議長（三島委員）

他にございませんか。そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号27の両三柳について審議いたしますが、大縄委員が欠席なので事務局から現地調査と併せて説明をお願いします。

事務局(河野主幹)

番号27の両三柳について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が所有している田が、県道東福原樋口線、自衛隊道路の拡幅工事により面積が減ることから、その後ろの農地を譲渡人からの要望もあり、売買により取得しようとするものです。

取得後の経営面積は87アールとなります。地元委員からは、現地調査の結果、特に問題はないのでよろしくということでございました。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備は

ございませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

議長（三島委員）

他にございませんか。そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号28の河岡について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局(河野主幹)

番号28の河岡について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が規模拡大のため、譲渡人からの要望もあり、売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は138アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

16番(高橋委員)

事務局説明のとおりです。現在、該当地は荒地になっていますが、〇〇さんから畑として整地して耕作し、野菜を作りたいということを知っております。値段が93平米で112万と大変高いので、そのあたりを聞いてみたのですが、該当地の隣接地を〇〇さんが所有しており、その隣地ということで、どうしても欲しいということでこのようになりました。以上です。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号29の皆生2丁目について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局(河野主幹)

番号29の皆生2丁目について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が高齢で耕作ができないため、譲受人の家の裏にある農地を譲渡人からの要望もあり、売買しようとするものです。

取得後の経営面積は69アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長(三島委員)

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

4番(吉澤委員)

これは、事務局説明のように、家が隣で屋敷続きの畑ということで、昔からのこともあるし、隣の人に作ってもらえたならなあ、ということでも今回の話になったものです。特に問題なからうと思っています。よろしく申し上げます。

議長(三島委員)

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

28番は済んだけど、えらい安いものだな、河岡と比べて。

4番(吉澤委員)

売りたい人と買いたい人の気持ちの差なのでしょうね。

高西会長

事務局に聞いてみるけどなあ。申請のときに、事務局も93平米で112万ということは、高いなあと感じたと思うが、農業するにはこんなもんは普通買わんわな。隣が宅地ってことなら、将来何かってことも当然聞くわな。それは聞かんかったわけか。

事務局(河野主幹)

伺いましたが、耕作すると断言されました。

高西会長

通常は、それを事務局が聞いて、できればな、屋敷が狭いけん屋敷の拡張にということだったら3条でなく5条で転用されたらいいとか

そういうことも指導しないとイケないですよ。

16番(高橋委員)

それは、本人に話しました。とりあえずは畑で耕作すると。将来的にはそういう思惑はあるだろうとは推察しますが、こちらがそういうことを言うのはおかしい話なので。

議長(三島委員)

29番について質問はありませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号30の淀江町小波について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局(河野主幹)

番号30の淀江町小波について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、申請の6筆のうち3筆は、平成49年3月31日まで一時転用している一般廃棄物処理場内の農地です。農地を相続したが管理ができないと考えて、譲受人が売買により取得しようとするものです。一時転用終了後には農地として耕作するため、農地法第3条の申請が提出されたものです。平成27年7月に同様に3条での取得案件があったため、県に一時転用中の3条許可についての可否を問い合わせたところ、平成27年6月12日付け西部総合事務所長名で農地法3条により許可することは法的に問題ありませんとの回答を受けております。取得後の経営面積は282アールとなります。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長(三島委員)

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

2番(森田委員)

一時転用中の農地、5,075平方メートルを売買により取得しようとするものです。許可要件については問題ないと思われます。よろしく申し上げます。

議長(三島委員)

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

事務局、普通こんなことは県に問い合わせはせんわな。そのことをきちんと説明せんと。一時転用の期間が長いつてことも。普通長くても半年とかなあ。ただ、通りいっぺんに説明しても皆わからんと思うよ、わしは。

事務局(長谷川主任)

現地は、小波上の一般廃棄物処理場として使われているところの農地でございます。事業終了後、土地改良事業を実施して農地に戻す計画が前提の一時転用でございます。この度、転用許可地内の農地を所有権移転したいという相談がありまして、前回、農地法第3条の許可要件でいくことで問題がないか懸案になったため、県に確認を取ったものでございます。それについて、県から3条取得で問題ないと回答を得たもので、前回もそのような形で処理させていただいております。今回も同様に事業終了後、農地に復元し、農業を再開するということですので、3条の許可申請を受け付けたものでございます。以上、ご審議お願いします。

高西会長

補足しますとねえ、耕作しているか、今後もすぐ耕作されるのかということの説明されますが、3条で出てきたのは処分場の中ですので。現状は、ほ場ではないです。むしろ5条ではないかと県に相談しました。産廃のことでいろいろあるので。それで、後で言われるのは気色が悪いのです。それで、生田委員さんよく分かっとるかもしれんけど、淀江の何だけん。淀江町の〇〇と〇〇と淀江町土地改良区と3者で何か悪いことしたようなことをチラシにしてポストに入れたりされてね。その時はわたしねえ、改良区の理事や理事長でもなかったですけど、そういうことがあって、県に質問してみたのです。5条が良いではないか3条より。県の回答も中々時間がかかって、最終的には、県の公文書で回答して欲しいということで、事務局が言った時期に、3条でやって欲しいと。ただ、処分場が終わるのは20年位かかり、その後50年か100年かわかりません。それは、排水が出るものですので、まあ水処理はしていますけど。この物件のところは第二処分場ですので、第一は5ヘクタールだったですけど、それは、平成元年位からして5年で一杯になって、それから、今のは第二処分場になっていますが、もうあれから25年になりますけど、水の負荷が落ちませんので、やっぱり水の処理はしているようです。まあ、だいたい100年位はかかるだろうなあ。100年以降じゃないと実際に処分場は終わらんと思う。ただ、一杯になったときは、上に1メートル程覆土をして、農地に換地して淀江土地改良区に管理してもらおうということになっておりますけども、それ位時間がかかるということ。それで県に相談して、県から先でトラブルが起きんように指導してもらって。また、一緒なようなことが今回挙がりましたので補足をしました。

6 番(森中委員)

ちょっと、議長。31について質問。

議長(三島委員)

はい。

6 番(森中委員)

これは現在、この地番全部が処分場で埋め立てになっているわけか。

事務局(河野主幹)

一時転用中の農地は6筆のうち3筆です。その3筆というのが。

高西会長

処分場になっています。

事務局(河野主幹)

地番を読み上げたらいいですか。トータル面積でも。

6 番(森中委員)

いや、6筆全部が今、処分場で使われておるのか。

高西会長

いや、全部じゃないと思います。きちんとわかるように。

事務局(河野主幹)

一時転用中のものは6筆のうち3筆あります。

事務局(長谷川主任)

小波の〇〇と〇〇と〇〇が一時転用中の農地でございます。

6 番(森中委員)

あとは田んぼとして残っとるわけか。

事務局(長谷川主任)

はい、きれいな水田です。

6番(森中委員)

それでねえ。これは以前の議案でねえ、貯水池がそういうことで3条での売買で審議した経過があるわねえ。以後これからも無いかやと聞いたら、もうありませんとその時はあったけども、また同じ様なことで。例えば、この3条でなくして4条なら4条、埋め立ててあるところは4条、埋め立ててないところは3条というような分け方で審議することにはできなかったのかということ、わたしが言うのは。申請そのものにはどうこうないけれども、そういう議論をする必要がないかなあということだ。以前、〇〇さんのが同じようなことで審議して、それで、私も質問した経過があるわけだが。それは、3条でなくして、コンクリートでしてあったとなれば、4条がいいじゃないかって言ったら3条という話だったから。まあ、しつこく言わずにそのまま審議を終えて、そのままになったけども、また同じのが出ているが。もうないかなって言ったら、もうありませんという話だったのが、また出てきたから。それで聞いておるわけです。

高西会長

事務局、ちょっと長谷川君。この前のとはまた人が違うでしょう。

事務局(長谷川主任)

はい、異なります。

高西会長

それが、今回出ているところです。ほとんど処分場の中です。森中さんの言うようなことは、他の者は分かっておられないかも知れません。この前の分と今回は違いますし、多分、聞いていると思いますが、お父さんが亡くなって若い人が相続して、こういう問題のあるところですので、余計にわかるように説明してあげないといけません。

14番(松林委員)

今、問題になつとる事業センターとは違うのですか。

高西会長

全然、違う。あれは、元々は県道まで〇〇が一般廃棄物の方をしていますよね。その倍の敷地でした。最初からそこまでをする予定で集落の同意を取っておられましたが、全部したら工事費が莫大になるでしょう。今は当初の計画の45パーセント位です。それで25年で満

杯の予定で作ったものを25年の償却で年6億5千万円位使用料を払っています。それを全部したらその倍以上かかるでしょう。それで半分にした。今のところ〇〇は、今は水田で米が作ってあるけども、あとのところは処分場の中に入っています。それで、色々問題があるので3条、3条だったら農地でないといけないし、これなら5条が一番何じゃないかってことで県の指導を仰ぎました。

14番(松林委員)

〇〇さんは、〇〇の息子さんか。

高西会長

息子。なので買って欲しいと。事務局はよくわかるようにして、図面でも配布してこういうことですから、としておかないと。

議長(三島委員)

事務局には、また詳しい説明と文書による報告をしてもらいたいと思います。

6番(森中委員)

いやいや、わしの質問に対して回答が無いで、部会長さん。

事務局(長谷川主任)

元々、申請に至った経緯ですけど、元々の地権者が亡くなって、今回、奥さんと子が相続したのですが、よう作れないということで、止むを得ず頼まれて買わざる得なくなったと相談がありました。前回、同様の内容で3条の許可をしております。全く変わらない状況での3条申請ですので、許可できないということはできません。今回も引き続き3条の申請で受け付けております。

6番(森中委員)

許可できるとかできないという結論的な話はしていません、長谷川さんよ。言ったのは、今、廃棄物を埋めているところを4条で申請して、田に残っているものは3条で申請するのが筋じゃないかなと思って、全部廃棄物で埋めてあるか聞いたわけだ。

事務局(長谷川主任)

今、一時転用が出ているところを5条で所有権移転ができないかというお話でしょうか。

高西会長

長谷川君よ。何で、5条で出来んのか説明しないから、何回も一緒なことになっていますよ。

事務局(長谷川主任)

現在、5条の一時転用許可がでております。その段階で、所有権移転をする際に適切な方法はどうかということで、県に問い合わせを前回行って、3条で差し支えないということで回答を得ております。

6番(森中委員)

5条の許可は出ているのですか、ここは。

事務局(長谷川主任)

一時転用地内は出ております。

6番(森中委員)

処分場を造る時ですか？

事務局(長谷川主任)

はい。一時転用の許可が出ております。

6番(森中委員)

今回は、一時転用をしているところで売買をするわけでしょう。売買の目的として、申請の仕方が3条でいいのかと聞いているわけです。

事務局(長谷川主任)

売買の目的として、将来農地に復元したときに農地として利用することで、3条で差し支えないと県に確認は取っております。

6番(森中委員)

農地でないけどな。他のものは出来ないので、それは、わたしもよく知っています、そんなことは。畑でしか使えないと思います。建物は建てられない。グラウンドにするか、公園にするかしかない埋立地ですから。それはよくわかっています。

高西会長

公園なんかしませんよ。約束は農地に戻して、畑地で。それで換地をして淀江土地改良区に加入するという事になっています。

6番(森中委員)

目的はそうだけでも、あの土地の使い方としては、公園にするとか畑にするとかしかありえないと。とにかく建物は建てられなくなっていきますので。だけでも、申請に当たって、埋め立ててあるところは5条、埋め立ててないところは3条というような分け方で審議することはできないかと聞いています。それで、全体が埋め立ててあるのかと当初聞いたのです。

事務局(池口事務局長)

現在、農地でないところがあるとのことでのご質問と思いますが、将来的には農地として復元するとして一時転用中の農地でございますので、先は農地に返るといことでの3条許可といことでご理解いただけないかといことでございますけども。

6番(森中委員)

まあ良いです、それなら。

3番(吉澤委員)

一時転用中のものを所有権移転したら、一時転用は継続されるのですか。

事務局(長谷川主任)

一時転用の許可は継続いたします。

6番(森中委員)

一時転用は何年だ。

事務局(長谷川主任)

平成49年までです、今現在の予定では。

議長(三島委員)

いいでしょうか。そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数といことでの異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号31の古豊千について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局(河野主幹)

番号31の古豊千について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が県外在住につき耕作できないため、譲受人が規模拡大のため売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は65アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長(三島委員)

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

6番(森中委員)

私も現地調査をいたしました。現地の隣の人が管理されておって、整備がされておりました。許可要件については、特に問題ないと思いますのでよろしく審議をお願いします。

議長(三島委員)

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

聞いてみるけど、〇〇町の人取得されますが、442平米ほどで〇〇町から来られてということですが、この近辺で借地でもしておられるわけですか。

事務局(河野主幹)

譲渡人の自宅が横にありまして、そちらも取得されるように聞いております。

高西会長

もう一回。

事務局(河野主幹)

〇〇さんの実家が横にありまして、そちらも譲受人が取得されるよう聞いております。

高西会長

そういう事を一言言ったら。

事務局(池口事務局長)

はい、すみません。

事務局(河野主幹)

余分な事かと思いました。

高西会長

と言うのは、〇〇さんは〇〇におられるけども、淀江土地改良区の受益地にも農地を持っておられて、相談を受けたのです。誰かに作っ

てもらえないか、買う人がないかと。そういうことを知っていたら、それを言ってもらえば、またこっちも〇〇町の人に相談をかけることも出来るし。

議長（三島委員）

他にございませんか。そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、7ページ、議案第42号をお願いいたします。

農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法関係事務処理要領(平成21年12月11日付け21経営第4608号農林水産省経営局長通知及び21農振第1599号農林水産省農村振興局長通知)の第4の6の(3)のエの(イ)の規定により、意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、8ページ番号1と番号2の彦名町の計画変更について審議しますが、関連します農地法第5条の案件である10ページ番号70と番号71について、併せて審議したいと思います。地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番(田口委員)

先ほど現地調査しましたところですが、本件は平成27年12月24日付けで医療施設として転用許可を受けた案件です。この度、事業計画変更と変更後の申請が出ております。当初、目的である医療施設で許可を受けましたが、採算が合うかどうか再調査したところ、難しいとの結果を受け、病院の建設を断念し、計画変更のうえ再申請に至ったものです。その後、10ページの70番と71番にありますように、そこに家を建てたいという話があったため、転用目的を病院から住宅2軒に、申請人も当初の計画者から事業継承者へと変わったものがあります。さらに、住宅を建てる方々が転用申請を出されました。また、70番と71番の申請人は親子の関係です。排水同意は実行組合から改めて取っています。申請地は、水道管と下水道管が埋設された道路に面し、500メートル以内に2以上の教育施設がある農地であるため第3種農地に該当すると思われます。開発許可については、都市計画法第34条第11号に該当する見込みであると確認しております。転用については問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、計画変更申請及び許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、9ページ議案第43号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について農地法第5条第3項において準用する第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

10ページ、番号69の夜見町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

### 3番(友森委員)

申請者は、議案のとおりです。申請地は、夜見町の畑で753平方メートルです。申請者は運送業を営んでいますが、業務用トラックと従業員駐車場が狭くなったため、隣接の申請地に駐車場の拡張を計画したものです。土地改良区、隣接耕作者、実行組合の排水同意もあります。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地内にあるため、第1種農地に該当するものと思われます。駐車場での利用なので、開発許可は不要と確認しています。転用については、問題ないと思われるのでよろしくをお願いします。

### 議長(三島委員)

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、11ページ番号72と番号73の河崎について、併せて審議いたします。地元委員さんから説明をお願いいたします。

### 12番(山中委員)

この議案は、10月・11月と連続で議案が出ているような場所の近くでして、72番と73番は隣地ですので併せて説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は河崎の畑で面積は72番が469平方メートルです。73番が402平方メートルです。申請人は、それぞれ市内のアパートで生活しておりますが、将来の事を考えて住宅の新築を計画したものです。土地改良区、隣接耕作者、実行組合の排水同意もあります。申請地は、河崎口駅から300メートル以内にあり、第3種農地に該当するものと思われます。開発許可については、都市計画法第34条第11号に該当する見込みであると確認しております。転用については問題ないと思います。よろしくをお願いします。

### 議長(三島委員)

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号74の東福原2丁目について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

#### 4番(吉澤委員)

今日、現地には行っていませんが、説明します。申請者は議案のとおりです。譲渡人は近くの農家の方です。現在、まるごうが家具のやす井のビルに入居しているため、駐車場が不足してきたということで、現在の駐車場の地続きのところを駐車場にしようとするものです。開発許可は必要ないです。土地改良区の同意もあります。都市計画の用途区域で第3種農地でもあるため、転用については問題ないと思います。よろしくお願ひします。あの、場所はJ A西部の向かい側の背の高いビルの隣の隣辺りになります。

#### 議長(三島委員)

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

#### 高西会長

ちょっと聞いてみるけど、まるごうが入るわけですか。

#### 4番(吉澤委員)

本部が入っています。上福原は壊されましたので、本部がテナントとして入っています。

#### 議長(三島委員)

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号75の皆生1丁目について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

#### 4番(吉澤委員)

これも今日、現地には行っていませんが、3条でも出てきましたが、譲受人、譲渡人の家が前後ということで、高齢になったため管理できなくなったということで、家のすぐ前、3条の畑と丁度家を挟んで反対側ですけど、そういったところを譲って駐車場にするというものです。駐車場ということで、開発許可は必要ないですが、土地改良区、隣接耕作者の同意もあります。下水管、水道管も入っておりますし、場所的には第3種農地ということで、転用については問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

7番(田口委員)

〇〇さんという方は何か商売でもされていますか。個人としては、駐車場としては大きいなあと思ひまして。

4番(吉澤委員)

店をされています。

議長（三島委員）

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号76と12ページ番号77の彦名町について一括して審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番(田口委員)

隣接地ですのでまとめて説明します。先ほど現地調査したところです。申請者は議案のとおりで、申請地は、彦名町の田畑で面積は76番が965平米、77番が1,845平米です。申請者は、売電収入を見込んで申請地に太陽光発電施設を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅、公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われまふ。太陽光発電施設ということで、開発許可は不要と確認しています。転用については問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号78の彦名町を審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番(田口委員)

今日、現地調査の帰りにみてもらったそば屋の隣です。申請者は議案のとおりで、申請地は彦名町の田で、面積は235平米です。申請

者はそば屋を経営していますが、現在、ピーク時の来客用駐車場が大幅に不足しているため、隣地に駐車場を計画したものであります。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅、公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。駐車場ということで、開発許可は不要と確認しています。転用については問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号79の夜見町を審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

3番（友森委員）

〇〇の駐車場の近く、米川のへりの方です。申請者は議案のとおりです。申請地は、夜見町の田で面積は67平米です。申請者は、申請地の隣に住んでいますが、車も増え駐車スペースが不足していることから、駐車場の計画をしたものです。土地改良区の同意もあります。申請地は、公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。駐車場ということで、開発許可は不要と確認しています。転用については問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号80の下新印を審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番（森中委員）

申請者は議案のとおりです。80番の議案は、平成28年8月の農地部会の農振除外の案件として審議していただいたものです。

申請人は、自動車整備工場を営んでおりますが、現在借りている駐車場が県道拡張で使えなくなるため、工場に近接している申請地を駐車場にしようと計画されたものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は住宅、公共施設

が連たんしている区域に近接する区域内にある農地であり、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。駐車場ということで、開発許可は不要と確認しています。転用については問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号81の高島を審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番(森中委員)

申請者は議案のとおりです。申請人は、今年9月に申請地の横で太陽光発電施設の許可を得ましたが、隣地の建築物が建てられることになり、当初計画の発電量が低下することがわかり、許可の取り消しをしてもらい、改めて、場所をずらして、太陽光発電施設の設置を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は他の農地区分に該当しないということで第2種農地に該当すると思われます。太陽光発電施設ということで、開発許可は不要と確認しています。転用については問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、13ページ番号82から番号84の両三柳について一括して審議したいと思います。地元委員さんから説明をお願いいたします。

12番(山中委員)

まとめて説明します。譲渡人は同じ人で1枚の畑となっております。申請者は議案のとおりです。申請地は両三柳の田で、82番が264平米、83番が267平米、84番が277平米です。場所は両三柳のスーパーの近くで、先月バスで見に行ったところですけども、82番の申請人は両三柳の官舎で、83番と84番の申請人はそれぞれ市内のアパートで生活しています。手狭になってきたため、住宅建築

を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は水道管、下水道管が埋設された道路に面しており、500メートル以内に二以上の病院もあり、第3種農地に該当すると思われます。開発許可は都市計画法第34条第12号に該当する見込みです。転用については問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、14ページ、議案第44号をお願いいたします。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、別紙農用地利用計画の一部変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、15ページ番号1の榎原について審議します。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(山本主幹)

はい。除外申請理由について説明します。

最後に現地調査したところですが、申請者は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された社会福祉法人です。本申請は、要介護認定者が年々増加するなか、重症化を招かないようリハビリテーションを通じ生活機能の改善や支援に努めるため、介護老人保健施設アイアイの付属施設として、リハビリ施設を設置するため行うものです。現在、当施設内に充分なリハビリスペースがありません。また、介護を必要とする状態がそれぞれ異なるため、各レベルに応じた訓練が必要となります。訓練には介助者が必要であり、安全を確保しつつ、少しずつ難易度を増していくという段階を踏んで訓練を行うため、それに応じた十分なスペースも必要となります。各レベルに応じた運動を行うため、多様な運動を行えるように設計されています。花壇や菜園エリアでは補助者を伴わない入所者が野菜づくり等を通じ、体を動かすことでリハビリを行いながら栽培による精神面での楽しみを感じることもできます。以上の目的を満たすために必要なスペースとして整備計画が作られています。

当該申請地を選定した主な理由は、次のとおりです。1、既存施設の隣地であることから利用者の安全性が非常に高いこと。2、利用者は介護の必要な者であるため、移動するにも負担が少ないこと。3、農用地区域内であるが、その外縁部であり、東側は既存施設、北側が

市道及び南側は用水路に接しており、周辺農地における影響は軽微で、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障をきたす恐れがないことです。代替地についても検討しましたが、周辺の農用地区域外の農地については営農意欲が強く今後とも農地として利用する意向があること、既存施設敷地内には設置できるスペースがないことなどの理由により当該申請地を選定しました。

市としての考え方ですが、当該申請地は、市街化調整区域内の優良農地ではありますが、農用地区域の外縁部であり、隣接農地の利用上の効率性を考慮した上で計画されていることから、農用地区域変更後の集団的農用地の分断、土地利用の混在、農作業の効率性及び担い手の農用地の利用集積への支障は軽微であるため、法第13条第2項各号について検証を行った結果、農振除外の基準を満たしており農用地区域内ではあるが計画変更はやむを得ないと考えますので審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、地元委員さんから何か補足説明がありましたらお願いいたします。

14番（松林委員）

地元委員は遠藤さんですけど代わりに言いますので。別に支障ないということでございますのでよろしくをお願いします。

議長（三島委員）

この件について、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

4番（吉澤委員）

はい、事務局に質問やら確認をしたいです。転用などでほ場の確認をするのですが、申請書にどういう根拠でそれを受理したのかと、ひとつ付け加えていただければいいのになあと。まあ、場所を見てくれよと書いてはあるのですが、2種農地なのか3種農地なのか、こういう根拠でこれは転用可能と判断して書類を送ったのか、ということをやっと書いていただくとよく分かるが。

事務局（山本主幹）

吉澤委員さんが言いたいのは、議案を送る前のことですよ。転用の事前調査のときの。

4番（吉澤委員）

そう。

事務局(山本主幹)

分かりました。

議長(三島委員)

事務局は委員が言われたように、添付していただくということで。

事務局(山本主幹)

はい、その時点で分かり易いものを添付して送ります。

4番(吉澤委員)

もう一つね。たまたま今回、やす井ビルのところで公図が付いて分かったのですが、一杯こと畑だけど現況は駐車場だよ、というのが何か所もあるのですね。これは土地を貸している方が、地目変更せずにね、そのままにしてあると思うのですが。これに対してね、アクションをとられるのかどうなのかということ、一義的にはこういうことを誰がしないといけんのかということですねえ。

高西会長

事務局も現場に行くでしょう。

事務局(山本主幹)

見に行きます、はい。

高西会長

吉澤さんが言いなるように、地目が農地なのに駐車場だとか、簡単で良いけど図面にここは駐車場、ここは農地だってことは大事ですから。

事務局(山本主幹)

はい。

4番(吉澤委員)

何か、公図にね。畑って書いて。

事務局(山本主幹)

吉澤委員さん、はい、吉澤委員さんの言いたいことはわかります。今回の吉澤委員さんに送った公図ですが、たまたま、代書人さんが、名前等を付けていますけど、転用自体の手続きはしてあります。ただ、地目変更登記がしてないだけでして、後は現況確認をしてしまえば、要は地目だけ農地で残っている状態でございまして、もちろん、違反転用でしたらその時点でわかりますし。転用手続きはしてあります。現況確認書の手続きがしてない状態で地目だけが農地で残っていると。

4 番(吉澤委員)

そうすると、法務局の話か。

事務局(池口事務局長)

はい、不動産登記法の話です。

高西会長

さっきも言ったように。ちょっとした、事務局の説明を付け加えることによって皆がすごい理解出来ますので、肝心な事が落ちとるから理解が難しいということもあるので、その辺は一つ心して。

事務局(山本主幹)

はい。わかりました。

議長(三島委員)

続きまして、17ページ、議案第45号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。今月は、利用権設定が42件、所有権移転が3件ございます。

それでは、利用権設定各筆明細について、20ページ番号12-1から22ページ番号12-13まで一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局(河野主幹)

利用権設定各筆明細について説明いたします。

20ページ番号12-1から番号12-5は、再設定です。21ページ番号12-6から番号12-8は、再設定です。番号12-9及び番号12-10は、借受人の要望による貸付です。番号12-11は、再設定です。22ページ番号12-12及び番号12-13は、

再設定です。以上、番号12-1から番号12-13は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、24ページ利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、番号12-1から30ページ番号12-29までを一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(河野主幹)

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

24ページ番号12-1から番号12-4は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。25ページ番号12-5から番号12-7は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。26ページ番号12-8は、地権者の意向による貸付です。番号12-9は、合理化事業から中間管理事業への移行です。番号12-10から番号12-12は、地権者の意向による貸付です。27ページ番号12-13は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。番号12-14及び番号12-15は、合理化事業から中間管理事業への移行です。

番号12-16は、地権者の意向による貸付です。番号12-17は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。28ページ番号12-18は、地権者の意向による貸付です。番号12-19及び番号12-20は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。

番号12-21は、合理化事業から中間管理事業への移行です。番号12-22及び番号12-23は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。29ページ番号12-24から番号12-26は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。30ページ番号12-27は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。番号12-28は、地権者の意向による貸付です。番号12-29は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。以上、番号12-1から番号12-29まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、33ページ 所有権移転各筆明細について、番号12-1から番号12-3までを一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(河野主幹)

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

33ページ番号12-1は、鳥取県農業農村担い手機構が買取り、希望する耕作者に売却する予定です。富ますシルクファームと聞いております。番号12-2は、11月1日付で鳥取県から鳥取県農業農村担い手育成機構が取得した農地で、近隣ほ場を耕作する農家が、規模拡大のために取得しようとするものです。取得後の経営面積は244アールとなります。番号12-3は、ほ場を耕作する農家が地権者の要望もあり、規模拡大のために取得しようとするものです。取得後の経営面積は135アールとなります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長(三島委員)

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

ちょっと聞いてみますが、鳥取県っていうのは、税金か何か滞納して県が取得して、担い手機構に売ったやつか何かでしょうか。

事務局(河野主幹)

2番ですか、1番ですか。

高西会長

1番。

事務局(河野主幹)

1番は買い取り希望があるそうで、それで、鳥取県。

高西会長

いや、ですから、普通、県は農地なんて取得しませんので、税金の滞納か何かで県が差し押さえたものですか？

事務局(池口事務局長)

彦名新田なので、県が、開発して売れ残ったところを売るのはないかと思います。干拓地の。

高西会長

ああそうですか、干拓地の。そういったことは、一言言って欲しいです。

事務局(河野主幹)

すみません。

高西会長

まだ、そんなところがたくさん残っていますか？

事務局(池口事務局長)

はい。たくさんはないです。

高西会長

それにしても高いですね、〇〇というのは。全部で2反と444でこれか。

事務局(池口事務局長)

安くなっています。前は1反で120万位でした。

7番(田口委員)

ちょっと、議長。〇〇さんにまた栗のやつ。これは、前にも作っていますが追加ですか、2番。

事務局(長谷川主任)

追加です。

7番(田口委員)

わかりました。

議長(三島委員)

他に無いでしょうか。そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。

次に、35ページの議案第46号をお願いいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、別紙、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、36ページ番号1から41ページ番号14について一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(河野主幹)

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

36ページ番号1は、平成28年9月に設立された法人で今回が初めての配分です。番号2から41ページ番号14まで全て、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。番号1から番号14までの選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長(三島委員)

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

大山キララファームは何を耕作するの。

事務局(長谷川主任)

柿です。

16番(高橋委員)

大山町では梨や柿の輝太郎を作っています。その端境期に石州府で輝太郎を作ろうという計画で、〇〇に勤めていた〇〇さんという人が代表になられまして、まだ、これから規模拡大をする計画です。

議長(三島委員)

他にございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

審議事項は以上でございます。続いて報告事項に移ります。

44ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について3件を受理しております。  
続きまして、45ページから48ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について15件を受理しております。  
続きまして、49ページから52ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について15件を受理しております。  
続きまして、53ページから54ページ、(4)非農地現況証明について11件を証明しています。  
続きまして、55ページから56ページ(5)農地転用現況確認書交付について10件を交付しています。  
続きまして、会長に、県農業会議会議員の事務報告をお願いします。

高西会長

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

議長(三島委員)

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、来年度新しくなります農業委員の募集について、農林課の方から。  
事務局(池口事務局長)

事務報告の後でお願いします。

議長(三島委員)

わかりました。それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局(池口事務局長)

(事務連絡)

議長(三島委員)

長時間、慎重審議いただきまして、ありがとうございました。

これを持ちまして、第141回農地部会を終了します。

閉 会 午後4時46分